

令和4年度

## 「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

建築物等の解体または改修工事の開始前に、石綿使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の「石綿障害予防規則」の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。

この「建築物石綿含有建材調査者」は、**建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者**とされており、**令和5年10月**以降事前調査を行う場合は、この資格が必要となります。

### 1. 開催日時・会場・定員

開催日時	会場	定員	写真
令和4年 12月19日(月) 9時20分～ 12月20日(火) 9時～	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	100名	要
			受講資格
			要

### 2. 受講料

受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
非会員:41,800円	5,280円	非会員:47,080円
会員:41,800円	4,700円	会員:46,500円

(受講料、テキスト代税込)

3. 持ち物・・・受講券(受付でご提示してください)、筆記用具(修了考査はマークシート方式)、鉛筆、シャープペンシル(ボールペン不可)、消しゴム

4. 申込方法 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)専用の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お申込み下さい。

5. 受講料振込先 紀陽銀行本店営業部 普通 1994470  
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

### 6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおりによりに駐車下さい。

## 7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、当日お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

## 8. 修了証明書等の交付

所定の全科目を受講し、修了審査合格者には「修了証明書」を発行します。修了審査が不合格となった場合は「受講証明書」を発行します。

## 9. 受講資格

当講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築や石綿含有建材調査等に関する実務経験年数」などの『受講資格』が必要です。別添の「(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧」のいずれかの条件を満たしていることを必ずご確認ください。

◎受講申込書の記入事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加の書類等のご提出をお願いする場合があります。また、受講資格が確認できない場合は受講できません。

◎受講申込書の記入事項に虚偽の事実が判明した場合、講習終了後でもその資格は取消となり、発行済みの修了証明書や受講証明書は無効となります

# 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧

公益社団法人和歌山県労働基準協会

分類	受講資格要件	申請書に添付する書類等	事業者証明(受講資格にかかる業務の従事年数の証明)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務従事年数の証明(受講申込書の「受講資格・事業者証明欄」に記載のこと)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、4において同じ)、建築に関して <u>3年以上</u> の実務経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>4年以上</u> の実務経験を有する者		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>7年以上</u> の実務経験を有する者		
6	建築に関して <u>11年以上</u> の実務経験を有する者		
7	a 平成18年3月31日までに、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材の調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写し	左記の書類等が添付できない場合は、行政官庁による当該業務の従事年数の証明書
	b 建築行政に関して <u>2年以上</u> の実務の経験を有する者	建築行政部署の辞令の写し等	
	c 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し等	
	d 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し又は辞令の写し等	
	e 労働基準監督官として <u>2年以上</u> その職務に従事した経験を有する者	労働基準監督官の辞令の写し等	
	f 一戸建て等石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格して修了証明書の交付を受けた者	一戸建て等石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し	
	g 作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	作業環境測定士免許の写し	業務従事年数の証明(受講申込書の「受講資格・事業者証明欄」に記載のこと)